平成２３年（フ）第７５４号
埼玉県鶴ヶ島市新町３丁目６番地４　レオナガーデン鶴ヶ島住宅107号
債務者　五代　梨華
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７８４号
埼玉県富士見市鶴瀬西２丁目11番５号　友沢荘101
債務者　佐藤たか子
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２２２号
新潟県十日町市丙527番地２
債務者　霜垣　邦之
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第７５号
京都府京丹後市網野町三津795番地の２
債務者　中　加津子
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第２９５号
岡山県総社市中原976番地75
債務者　松久　美穂
1　決定年月日時　平成23年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第３０６号
岡山県倉敷市福井413番地　北棟西３号
債務者　大﨑　佳奈
1　決定年月日時　平成23年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第６０号
広島県三次市吉舎町矢井428番地２　第１親和寮28号、前住所広島県世羅郡世羅町大字賀茂1540番地３
債務者　寺田　公生
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第７２４号
神奈川県平塚市片岡1210番地の４　レオパレス五領ケ台Ⅰ―102号
債務者　齋藤誠一郎
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１３９６号
東京都福生市加美平４丁目１番地加美平住宅23―102
債務者　フレテルデムリージョサラマルガリータこと　フレテル　カルデロン　デ　ラ　バルカ　サラ　マルガリータ
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月12日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１４２１号
東京都八王子市子安町１丁目46番８号ザ・ウェーブス517号
債務者　澤田　智加
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１４２３号
東京都町田市小山町4328番地５フォーブル順201
債務者　関本　佳子
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月12日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１４２４号
東京都町田市小山町4328番地５フォーブル順201
債務者　関本　健一
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月12日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２６８５号
横浜市西区西戸部町１丁目38番地２
債務者　小島　和人
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７０９号
神奈川県大和市南林間５丁目４番22号　石井ハイツ201
債務者　市川　妙子（旧姓竹林）
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７３１号
横浜市港南区港南５丁目14番３号　建部荘11号
債務者　鈴木　高子
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７５８号
神奈川県大和市中央４丁目３番６―1004号
債務者　三井まつ子
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部